

広島市よりお知らせ

民間住宅家賃等の直接払制度開始！！

(社)広島県宅地建物取引業協会では、保護世帯に支給される住宅扶助費について福祉事務所から直接家主の方へ支払われるようなシステムの構築を行政に対し要望して参りました。

その結果、この度広島市において、標記の制度が導入されることとなりましたのでお知らせ致します。なお、当制度は現時点におきまして全ての市町で導入されているわけではありません。今回は、広島市のみのご案内ですのでご注意ください。

主旨

民間住宅家賃等の直接払制度は、保護世帯に支給される住宅扶助費を、福祉事務所長が家主あるいは家主から家賃の収入の委託を受けている不動産業者へ直接支払う制度です。

※広島市に事務所のある(事務所所在地が広島にある)会員の方については、先月の会報と一緒に郵送で資料を送っておりますので、再度確認を御願いたします。その他の会員の方で入手希望の方は各支部で配布しておりますので、ご入手下さい。(コピー代必要です)

詳しい内容につきましては、下記管轄の区的生活課にお問い合わせ下さい。

【各区役所 厚生部生活課 電話番号】

中区:504-2571

西区:294-6117

安芸区:821-2806

東区:568-7726

安佐南区:831-4940

佐伯区:943-9726

南区:250-4104

安佐北区:819-0576

広島市:広島市社会局社会企画課保護係 TEL 082-504-2138

広島市社会局と東・中・西3支部 懇談会を開催！

平成19年6月14日(木)広島県不動産会館で、広島市社会局社会企画課保護担当 磯辺課長と林課長補佐を迎え、上記懇談会を開催しました。

(協会出席者:松尾会長・東・中・西3支部支部長・支部理事他)

懇談会では、林課長補佐による制度の経緯・主旨・実際の手続方法の流れやその留意点などの説明や出席役員の質疑などあり有意義な会議となりました。

この制度の導入にあたっては、広島市管轄支部の支部理事の方々の懸命な要望活動によりこの度実現され、会員又は家主の方にとっての朗報となりました！！



懇談会の様子



広島市社会局社会企画課保護担当 磯辺課長による説明(中央)